

令和 7 年 9 月議会一般質問議事録(抜粋)

中津市議会議員 大塚正俊



件 名
1. 消防本部、耶馬溪分署の建替え
2. 学校体育館の空調整備
3. 北部小学校・幼稚園の送迎用駐車場の確保

本年 8 月 8 日から 11 日にかけて九州などで大雨となり、特に熊本県では大規模な浸水被害が発生しました。期間中に発生した大雨被害の調査では、熊本県や福岡県で床上浸水や床下浸水が発生し、他の九州各地でも道路冠水が起きました。

一番水位が高かった時の深さについては、九州各地で約 10 cm～50 cmの報告が点在する中で、熊本県を中心に 90cm 以上の報告が目立つ結果となりました。8 月 8 日から 11 日にかけて活発化した停滞前線や線状降水帯の影響で、熊本県上益城郡甲佐町では 690.5mmを観測するなど九州を中心に記録的な大雨となりました。

今回は観測史上 1 位の記録を大幅に上回る、文字通りの「過去に経験したことがない大雨」に見舞われた地域で、大規模な浸水被害が発生する事例となりました。

今回、中津市ではまめがれたゲリラ豪雨ですが、明日は我が身ととらえ、洪水や内水氾濫による大規模な浸水被害への備えを急がなければなりません。

今回のニュース映像を見ながら、山国川の鶴市神社下の堤防が越水し、国道 212 号線を濁流が流れ下る様が脳裏をよぎりました。「消防本部は大丈夫か」と。そこで、

1. 消防本部、耶馬溪分署の建替え

消防本署は築 49 年を経過し、耐震は一部対応、健全度 60、分署は築 51 年を経過し、耐震は一部対応、健全度 77 となっています。個別施設計画では、令和 7 年度から 11 年度に長寿命化改修の判断としていますが、浸水想定区域内にあり耐震や健全度が万全でない状況から早期建て替えが必要と考えます。しかし、6 月議会の一般質問では、「整備の具体的な時期は決定していませんが、関係部署で協議・調整を行いながら、進めていきたいと考えています。」との答弁で、がく然としました。そこで、

①災害リスクは、

消防本部・分署における現状の災害リスクについて伺います。

【消防長答弁】

現状の災害リスクについてお答えします。

消防本部・本署及び耶馬溪分署はいずれも洪水浸水想定区域内に位置しており、中津市防災マップによると浸水した場合に想定される水深は、消防本部・本署で 0.3m～0.5m未満、耶馬溪分署では、10.0m～20.0m未満となっています。尚、県内の 14 消防本部のうち、当本部を含む 10 施設が、浸水想定区域内に立地している状況です。

他の自治体も浸水想定区域内に立地しているので、中津市もいいですよ、みたいな答弁されると困ります。

①-2 山国川の氾濫・越水の危険性が高まった際の救急車やはしご車、消防車両、資器材の退避のタイミングと退避場所について伺います。

【消防長答弁】 浸水等の危険性が高まった際の消防車両・資器材の退避のタイミングと退避場所についてお答えします。

災害発生時の退避のタイミングについては、消防本部で風水災害タイムライン（防災行動計画）を策定しており、事態の推移に応じて、消防本部ほか各署所と連携を図りながら、適切に対応できるように体制を整えています。

退避場所については、災害の規模、道路状況、期間等に応じて代替施設を選定しなければならないため、各署所を基本としつつ、状況に応じた対応ができるように、市内の他の公共施設も代替施設として活用することを考えています。

①-3 これまでも中津全域で避難指示が発令されたことがあります。避難指示が発令された際の消防車両等の退避の実績は、

【消防長答弁】 退避の実績についてお答えします。

これまで災害級の風水害を経験していますが、退避の実績はありません。

①-4 消防本部、耶馬溪分署が浸水した場合の災害指令業務はどこに移転するのか、またそのタイミングは、

【消防長答弁】 風水害等の非常災害時における指令業務は、消防本部内に「消防対策本部」を設置し、市全体の消防活動に対する指令業務を行います。対策本部は消防本部2階の大会議室を拠点としていることから、現状の浸水想定においては影響を受ける可能性は低いと考えています。

しかしながら、不測の事態により消防本部が浸水する可能性がある場合は、退避移転した施設が消防対策本部となります。

①-5 何が起こるか分からない今の気象状況です。そこで、耶馬溪分署前の国道212号線の耶馬溪中学校下では、洪水により道路が冠水し、消防や救急車両が支所方向に通れません。災害時の機動性を高めるため、国道212号線の嵩上げ工事を県に要請すべきと考えますが如何ですか。

【建設部長答弁】 ご指摘の耶馬溪中学校下の国道212号については、平成24年・29年の豪雨により冠水し、通行止めとなったことから、市からの要望に対し、令和3年に大分県がパラペット及び陸閘（りっこう）の整備を行っています。

今回、当該箇所の高上げ工事について、あらためて国道を管理する大分県中津土木事務所に伺ったところ、

1点目に災害時でも救急車両が通行できるよう国道の高上げ工事を実施するには、多額の費用がかかること、

2点目に中津日田道路がう回路として機能していること、

この2点から、当該箇所については、救急車両を含めた通行車両の安全確保のため、引き続き通行止めでの対応にご理解頂きたいとのことでした。

柿坂の交差点は、災害発生時には非常に重要なポイントです。山移のインターチェンジに登っていく道路の交差点にもなります。今回、パラペットを設置したということで、逆に内水氾濫で山国川の水が越水する前に内水氾濫で水位が上がるということも想定されますから、ぜひ御検討いただきたいと思います。

②移転先の考え方

現在の消防本部は浸水区域にあるため、高台に移転すべきと考えます。具体的には、永添の豊寿園跡地や新給食センター建設予定地が最適と考えますが、市の考え方を伺います。

【消防長答弁】 建て替えに伴う候補地の考え方についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、本部・本署及び耶馬溪分署は浸水想定区域内に位置しており、また、老朽化に伴い現状に即した施設機能への更新が課題となっています。

消防施設の場所ですが、①災害に強い防災拠点としての安全性、②管轄範囲全域への迅速な移動が可能な交通アクセス、③地域バランス、④ライフラインの確保、⑤関係機関との連携性を総合的に判断し、決定すべきと考えております。

こうしたことを踏まえ、6月議会でもご答弁しましたが、消防本部・本署、耶馬溪分署の建替えについては、関係部署と連携を図りながら精査・検討を進めているところです。

③活用可能な国の支援策

津波浸水想定区域からの移転や耐震については、緊急防災・減災事業債(令和7年度までの時限措置)が活用可能で、充当率100%、交付税算入率70%となっています。現在、活用可能は国の支援策は他にあるのか伺います。

【消防長答弁】 国が示している中では、消防施設の建替えに係る補助金はないため、財源は地方債の活用となります。

地方交付税措置が有利な「緊急防災・減災事業債」は令和7年度限りとされていますが、市長会を通じて、令和8年度以降も継続の要望を行っていることから、今後の動向を注視するとともに、財源確保に向け、財政部局と連携して検討していきます。

③-2 現行の緊急防災・減災事業債の期限は、確かに7年度末となっています。しかし、国も国土強靱化計画を策定して、これを進めていこうという流れの中ですから、これ間違いなく延長されると思って事業を検討していく必要があると考えます。この起債制度が明らかにならないと事業に着手しない、計画に着手しないということをしていると、いつまでたっても新しい消防署ができないということになってしまいます。そこで、現在の消防本部の用地(7,300㎡)を売却することを前提に、その財源を活用して建設する考え方はないのか。

【消防長答弁】 建替えにつきましては、跡地利用を含め関係部署と協議していきます。

④概算要求、財政推計への計上は

10年スパンで各課から要求される概算要求に必要な事業費は計上されているのか。

【総務部長答弁】 まず、毎年度行っている概算要求について答弁いたします。

概算要求では、公共施設の更新、修繕につきましては、「中津市公共施設管理プラン」を具体的に推進する「個別施設計画」や、既存の「長寿命化計画」に沿った内容で、当該年度以降の10年間分の事業費を各課から財政課へ要求を行います。

要求後、財政課で要求内容を集約のうえ、庁内で事業査定を行い、各年度で予算措置しております。

④-1 消防本部が概算要求をしていないのか。財政課が査定で落としたのか伺います。

【総務部長答弁】個別の施設の概算要求及び査定状況につきましては、答弁は差し控えさせていただきます。

公共施設の維持としまして、市民生活に必要な生活インフラの整備は、今後も必要であり、後年度への財政運営への影響などを踏まえ、計画的に行っております。

消防本部・耶馬溪分署は市民生活に重要な施設であることから、適切な時期に整備を進めてまいります。

④-2 建設に必要な事業費は財政推計に計上されているのか。

【総務部長答弁】公表している財政推計につきましては、現行制度をもとに、毎年度5年間分を推計しており、各年度で見込まれる歳入・歳出を計上しております。

⑤一刻も早く建設に着手すべき

類似施設規模の新豊川市消防署本署庁舎整備では、建設費だけで約35億円もの経費がかかっています。普通建設事業50億円/年間の財政推計の枠では他の事業を考慮すると収まらない事業費です。早期に概算要求、財政推計に組み込む必要があると考えますが如何ですか。

【総務部長答弁】消防本部・耶馬溪分署の建替えにつきましては、関係部署と連携を図りながら精査・検討を進めているところです。

市民生活に重要な施設であることから、適切な時期に整備を進めてまいります

⑤-2 消防本署は築49年、分署は築51年を経過しており、浸水想定区域内にもあります。全国的に、ゲリラ豪雨等で浸水被害が多発している中、早急な整備計画を策定して、建設に着手すべきと考えますが如何ですか。

【消防長答弁】消防署は住民生活に必要な不可欠なインフラの一つであり、各種災害から市民の財産を守り、安心・安全な暮らしを提供する一翼を担っています。消防署の充実、防災拠点としての機能を発揮するほか、職員の消防スキルを高める場でもあり、いざという時に職員が能力を最大限に発揮できるように環境を整える必要があります。

消防本部としましても、更なる消防力の充実・強化と社会環境の変化に対応した防災拠点の整備に向け、関係部署と連携を図りながら精査・検討を進めていきたいと考えています。

2. 学校体育館の空調整備

文部科学省では、対象期間を令和6年度～令和15年度とし、避難所となる全国の学校体育館等への空調整備を加速するとともに、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に関する中長期目標を令和17年度において95%としています。(配布資料参照)

6月議会の一般質問で、執行部より、国では「避難所となる全国の学校体育館への空調設備

について、ペースの倍増を目指し計画的に進める」とし、昨年 12 月に空調設備整備臨時特例交付金を創設し、併せて断熱性確保も、遮熱フィルム貼りなど比較的簡易な工法を含め様々な断熱・遮熱対策も対象とするなど要件の緩和がありました。また、4 月 23 日の大分県市町村教育長会議の場で、体育館の空調設備について、県より「社会的緊急性が高く、早期整備の検討を」と話があり、国及び県において、空調整備の加速化を進めています。」との答弁をいただきました。

そのような中、中津市では国から追加募集案内を受けて、本年 5 月に申請したことが明らかとなりました。

①整備計画

そこで、申請の内容(件数、所要額、整備計画等)について伺います。

【教育部長答弁】はじめに体育館の環境整備に関する教育委員会の考えを説明します。

授業中の熱中症予防や避難所の環境改善の観点から、スポット的に涼むことができるよう 6 月中旬までに全小中学校に気化式冷風機を設置しました。

そして、避難所となる学校体育館の空調設備の整備については、これを加速化させるという観点から新たな臨時特例交付金の創設や断熱性確保要件の緩和、維持管理面における電気料金にかかる交付税措置もあり、財政当局と協議しながら優先的かつ計画的に整備していきたいと考えているということをも 6 月議会で答弁したところです。

今回、5 月 13 日に空調設備整備臨時特例交付金にかかる補助申請を行った学校体育館への空調設備整備の内容は、旧中津市内の中学校 6 校分で、事業費 2 億 5,860 万円です。年度内の整備計画としています。

①-2 申請後の国からの内示の状況について伺います。

【教育部長答弁】今議会の補正予算に計上していますが、申請した 6 校分の交付決定を受けています。

毎年度補助金申請をしていく訳ですね。

①-3 気象庁の観測データでは、猛暑日に該当する最高気温 35℃以上の日数が長期的に増加しています。これに伴い、体育館内の体感温度も上昇し、授業や部活動中の熱中症リスクが高まっています。(配布資料参照)

空調を導入すれば室温を 28℃前後に維持でき、暑さ指数(WBGT)の警戒レベルを一段階下げられるため、児童・生徒の安全確保につながります。

また、体育館は指定避難所となるケースが多く、真夏に空調がないと高齢者や乳幼児が脱水症状を起こす恐れがあります。空調と断熱改修を同時に行えば、非常用発電機使用時の電力消費を抑えつつ快適性を保てます。さらに、ガスヒートポンプエアコンの導入により停電時でも空調と発電を同時に行うことが可能です。

実際に空調を備えた施設では、避難生活のストレス軽減や二次健康被害の防止に役立つという報告があり、地域防災計画でも空調整備が推奨されています。

そこで、市内小学校 21 校、中学校 10 校の空調設備の整備計画(計画年次、断熱工事の概要、総事業費、概算財源内訳)について伺います。

【教育部長答弁】はじめに、計画年次についてです。国は、空調設備整備臨時特例交付金(補助率 1/2)の対象期間を令和 15 年度までとしています。教育委員会としては、国の交付金

採択の状況によるところがありますが、出来れば数年のうちに整備したいという思いを持っています。

次に、断熱工事の概要についてです。断熱化工事については、国は数値基準を設けず、設置者において経済性に配慮して効果的な対策を検討した結果であれば問題ないとしています。中津市では、県と同様に窓からの熱影響が大きいと考え、アリーナに面する窓（北側以外）に遮熱フィルムの設置を計画しています。

次に、総事業費についてです。総事業費は、概算で11億7万円となります。

最後に、概算財源内訳についてです。令和8年度以降も「防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債」（充当率100%、交付税措置率50%）の活用が可能であれば、概算で、国庫補助5億1千万円、地方債6億4千万円、一般財源2千万円となります。

整備を4、5年でということ、毎年6校すれば30校となりますね。

①-4 国の採択を優先的に受けるためには、整備計画の策定が急務です。体育館の規模や構造に合わせ、空調の機種や設置方法を検討する「基本設計」を行い、熱負荷計算や省エネ効果のシミュレーションを行い、精度の高い工事費（概算見積）を算出する必要があります。そこで、整備計画を早期に策定すべきと考えますが如何ですか。

【教育部長答弁】整備計画は、空調設備設置と遮熱フィルムの設置であり、設計を外部委託することは考えていません。

先ほども述べましたように出来れば数年のうちに整備したいという思いを持っているところであり、財政当局と協議しながら優先的かつ計画的に整備していきたいと考えています。

（まとめ）気がかりなのが、最近の猛暑で、普通教室の室温がエアコンをフル稼働しても30℃を下回らない教室があることです。特に、3階にある教室がその傾向が高いとのことなので、その対策を検討すべきと考えます。今、これまでの経験値では想定されない状況まで気温が上昇してきていますので、しっかりと熱負荷計算や省エネ効果のシミュレーションをすべきと考えます。

②次に、国の新たな「空調設備整備臨時特例交付金」の対象とならない学校は、

【教育部長答弁】まず、今年度末で閉校予定の津民小学校を除いたところで、指定避難所に指定されていない城井小学校、三光中学校、本耶馬溪中学校の3校です。

③特例交付金の対象とならない学校に対する国の支援策は

【教育部長答弁】学校施設環境改善交付金（補助率1/3）と過疎債（充当率100%、交付税措置率70%）を活用することを考えています。

③-2 いずれにしても国の支援策があるということだということが分かりました。今年5月に文部科学省が公表した全国の小中学校体育館の空調設備の設置率は23.7%。最も高いのが東京都の92.6%、大分県は9.4%で別府市は避難所指定校すべてに設置され、大分市は3%となっていますが今年度中に全てに設置される予定、由布市も1校設置する予定です。その他の市町村はすべて0%となっています。

文科省は、令和 6 年度から令和 15 年度にかけて「体育館等への空調整備を加速する」としています。すでに、1 年出遅れている訳ですが、酷暑の現状や長期化を踏まえるならば、必要な財源を確保した上で、早期にすべての学校体育館に空調整備をすべきと考えますが如何ですか。

【教育部長答弁】近年の気候変動をみると、児童生徒の健康を第一に考え、授業や部活動中の熱中症予防対策、学習環境の改善を図るほか、避難所の環境改善を図る観点から、取り組んでいかなければならない課題であると捉えています。

先ほども答弁しましたが、教育委員会としては、国の交付金採択等の状況によるところがありますが、財政当局と協議しながら優先的かつ計画的に、出来れば数年のうちに整備したいという思いを持っています。

④整備にあたっての優先順位の考え方

北部小学校は、ランチルームがなく、体育館の児童 1 人あたりの面積が少なく、高学年、低学年を分けても収容できる空調の効いた部屋がありません。また、近くに避難所となる公共施設が少ない現状を踏まえるならば、優先的に空調設備を整備すべきと考えます。

そこで、整備にあたっては、ランチルームや多目的室の有無、体育館の児童・生徒 1 人あたりの面積(過密化)、体育館の利用状況、近隣の避難所となる公共施設の配置状況等を考慮して優先順位を定め、整備していくべきと考えますが如何ですか。

【教育部長答弁】整備にあたっての優先順位ですが、中学校の整備を優先したいと考えています。

理由につきましては、学校の学習の場としての熱中症対策の観点から、中学校の方が小学校と比較し、部活動など体育館の利用頻度が高いこと等のためです。

また、学校での熱中症対策の観点から、指定避難所の指定の有無に関係なく整備を行っていきたいと考えています。

【まとめ】整備にあたっては、十分納得できる優先順位の基準をもっておく必要があります。

平成 30 年 9 月議会で、千木良議員、今井元議員、そして私が、「避難所となる学校体育館にエアコンの設置を」と初めて訴えて 7 年もかかりました。普通教室のエアコン設置が優先ということもありましたが、ようやく体育館のエアコン設置が叶うこととなりました。これまで、沢山の議員が一般質問等で要求してきた成果だと考えます。

奥塚市長には、全ての小・中学校の体育館に、1 年でも早くエアコンが整備されるように尽力していただきたいと思えます。

3. 北部小学校・幼稚園の送迎用駐車場の確保

北部小学校・幼稚園周辺の道路は、時間指定で通行禁止道路に指定され、一般車両は指定された時間帯は原則通行することができません。別紙にその規制内容をまとめてみました。登下校の時間帯(午前 7 時 30 分～8 時 30 分、午後 0 時～3 時)には、周辺道路(赤色)に規制がかかり、小学校への進入ができません。

小学校西側の市道は通行禁止道路に指定されていませんが、登下校時には送迎車両の一時停車で混雑しています。

小学校東側の北部幼稚園・中津支援学校と児童クラブととろ、北部小駐車場の間の市道(緑

色)は、午前 7 時 30 分から 8 時 30 分までの間は通行禁止となります。

晴天時の 7 月 17 日、18 日の午前 7 時 30 分から 8 時 30 分の間、この道路に進入する車両を計測しました。2 日間の平均で、

幼稚園駐車場行き 20 台(教職員 5 台、園児送迎 15 台)小学校駐車場行き 77 台(教職員 27 台、児童送迎 55 台、)その他 6 台、合計 103 台が進入していききました。交通指導を行っている方によると雨天時には 180 台を超える自動車が入りそうです。

幼稚園児 25 名の内、送迎は 15 名(60%)を超え、児童は約 30%が送迎されていると推計されます。

①送迎車両の現状と課題

そこで、教育委員会が把握している園児、児童の送迎車両の現状と課題について伺います。

【教育部長答弁】中津市では、幼稚園を含む学校への通学は、遠距離による公共交通機関の利用、中学生の自転車通学、スクールバスの利用を除き、徒歩通学を原則としています。

学校に確認したところ、入学式の案内で、「自動車での来校はご遠慮ください。また、幼稚園横の道路や飯沼酒店、学校の周りの道路は『駐停車禁止』区域です。」ということを保護者に周知したり、学校周辺の交通規則については、メール等で注意喚起をしたりしてきていますが、現状につきましては一定数の保護者による送迎の実態は見受けられると聞いています。

①-2 一定数どころじゃないんです。次に、学校に寄せられている保護者、地域住民等の苦情、要望内容をお聞きします。

【教育部長答弁】昨年、保護者より、「こどもが腕を怪我したことにより車で送迎をしたいので、通行禁止時間帯の走行について許可書を出してもらえないか。」という相談があり、学校より警察署に問い合わせをしましたが、特別の事情には該当しないという理由で許可は難しいという回答であったと聞いています。

また、前任校長の時代になりますが、近隣地域住民の方より、送迎の車の路上駐車に対する苦情、また、周辺の商業施設より、送迎のために商業施設の駐車場を利用されて困っている等の苦情が学校にあり、そのときは、保護者全体に対して注意喚起の対応をとったと聞いています。

②周辺の道路規制解除の考え方

私も、その苦情は聞いていますが、それには理由がある訳です。通行を禁止されている道路(以下「通行禁止道路」)を通行するためには、「警察署長の通行及び駐車の手配要領」に基づき中津警察署に通行許可申請を提出し、許可を受けなければなりません。規制区域内の人家、学校の教職員等の「やむを得ないと認める特別な理由がある場合」に限り許可されるもので、通常の送迎用の保護者には許可ができません。

保護者の方から、北部幼稚園・中津支援学校と児童クラブととろ・北部小駐車場の間の市道の道路規制解除の要望をいただいておりますが、教育委員会の規制解除に対する考え方を伺います。

【教育部長答弁】まず、当該地区の規制については、中津警察署に確認したところ、以前より、「事故防止」のため時間を限定した通行規制を行っているとのことでした。

道路規制解除を求める相談は学校にはありませんが、あったとしても徒歩で登校する多

くの園児・児童の安全面を第一に考えたとき、規制解除を求めることはありません。

③送迎用駐車場の確保

私も、徒歩で通学する園児・児童の安全を確保するため、規制解除はすべきでないと考えています。

しかし、都市計画道路中津駅角木線の廃止にかかる地元説明会で、登下校時の送迎車両の一時停車で混雑するので、都市計画道路として存続させ道路拡幅をしてほしいとの意見が出されていました。また、市道に隣接する民家の駐車場に停車して、児童を下ろしている車も散見されます。北部小学校周辺の道路が狭いので私もその駐車場を借りて離合したりしています。

また、北部幼稚園の駐車場には、送迎用の車が朝の時間帯は進入できません。朝、送迎できないことを知れば、北部幼稚園に入園する園児がいなくなります。

そこで、周辺の道路や規制状況を踏まえ、幼稚園園児の送迎のために、中津支援学校の中を通らせていただいて、支援学校の中で子供を下ろす送迎用スペースを確保するというのが一つの提案です。

もう一つ、北部小児童のためには、別紙資料で3か所ほど駐車スペースを表示しています。送迎用の駐車場とまでは言いませんが、駐車スペースという形で、所有者の協力を得て確保できないかと考えますが如何ですか。

【教育部長答弁】先程も申し上げましたが、通学の原則は徒歩通学であり、保護者による送迎は認めていません。

仮に保護者送迎を認め、送迎用駐車場を確保した場合、保護者による送迎の台数がさらに増加することが予測され、その区画において却って渋滞や事故の危険性が高まる可能性があるものと考えますので、徒歩通学児童の安全面を考慮し隣接地の駐車場の整備は考えていません。

支援学校の駐車スペースについて支援学校に確認いたしましたが、グラウンド側から学校へ入ることはできますが、道が狭く通行する車が増加することで、安全管理上支障をきたすため、走行の許可を認めることはできないということを回答いただいております。

なお、議員から提案頂いた送迎用駐車場の場所3ヶ所について、警察署の意見を伺ってみましたが、道路の幅員等から交通渋滞が懸念され、近隣住民からの苦情が予想され、なによりも徒歩通学の子どもにとって危険ではないかとの指摘でした。また、支援学校内の駐車場整備は、校内への進入道路が狭く、校内を通る送迎車両が増加することで危険であり、支援学校から難しいと聞いています。

【まとめ】私が北部小学校に通っていた頃、50年以上前ですが、旧城下町エリアから通っている子どもが約8割を占めていました。閻無、新大塚、米山から通っている同級生は、多分2割くらいしかいなかったと思います。当時は、北部小学校の道路規制は問題にはなっていませんでした。

しかし、今北部小学校に通っている子どもの7割以上は、閻無、新大塚、米山、大江東から通っています。学校に通う子どもたちの通学の形態というか、歩く距離もそうですが、変わってきています。ここ1、2年の間に北部小では子ども会が解散して、集団登校がほとんどなくなりつつあります。

昨年12月議会で登校班の再編について一般質問をしましたが、集団登校がなくなり、1年生の子が1人で米山町とか新大塚町から産業道路を渡って学校に通っている児童もいます。保護

者として、低学年のときは送っていかないと交通事故等で心配だという意識は当然だと思います。しかし、今の交通規制の現状からすると、学校周辺には車では寄りつかれない現状です。

確かに徒歩通学が原則であるというのは分かりますが、昨今の実態に合っていないということを再度認識していただきたいと思います。

もう一つ、先ほど触れました北部幼稚園の件です。12月議会の一般質問の中でも、執行部から「ほとんどの幼稚園の園児は車での送迎が行われている」という答弁がありました。北部では6割が車での送迎です。

来年の4月に入園予定の保護者に、北部幼稚園は7時半から8時半の間、送迎で車が入りませんというアナウンスをしたらどうなりますか。入園する園児は減っていったら、そのうちゼロになります。

そういう現実を踏まえ、県教委なりと協議をしながら、まずは幼稚園の子どもたちが車で送迎できるような形を作っていただきたいと思います。是非、北部幼稚園や小学校の園児、児童の登下校の現状を再度認識いただいて、改善に取り組んでいただきたいと思います。終わります。

※この議事録抜粋は、中津市議会議員大塚正俊が作成したもので、正式な議事録は、後日、中津市議会が公表するものでご確認ください。